

## 有料道路における 障害者通行料金割引制度のご案内

平成15年12月1日から割引証による制度が変更され、障害者手帳又は療育手帳を料金所係員に提示し、係員が手帳の記載事項を確認すれば割引されるようになりました。(事前登録が必要です。)

### 対象障害者の範囲

- 障害者本人が運転  
身体障害者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。
- 障害者本人以外の方が運転され、障害者本人が同乗  
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障害をお持ちの方が対象になります。

### 対象自動車の範囲

- ① 車種要件について  
自家用車等で、乗車定員が10人以下のもの、二輪自動車で総排気量が125ccを超えるもの等障害者1人につき1台。(詳細は、お問い合わせ下さい。)
- ② 所有者要件について  
所有者の氏名・個人名義に限る

### 割引料金額

通常料金の半額

### 割引有効期間

申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで(更新制度)

### 事前登録

手帳を管理している(手帳に住所記載のある市町村等)市町村等において、有料道路障害者割引申請をして下さい。

### 【必要書類】

- ① 有料道路障害者割引申請書(役場保健福祉課にあります。)

- ② 身体障害者手帳又は療育手帳
- ③ 自動車検査証
- ④ 運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)

ETCをご利用される場合は、先に有料道路事業者への登録申し込みが必要です。

※問い合わせ先

首都高速道路公団

☎ 03-3539-9345

日本道路公団

☎ 03-3506-0238

保健福祉課福祉係

☎ 82-8817

## 携帯電話の障害者割引について

各携帯電話会社では、基本使用料が50%割引になる等の障害者割引制度を実施しています。詳しいことはお近くの各携帯電話取扱店にお尋ねください。

ご存知ですか?

## 日常生活用具の貸与

高年齢者生活支援事業として、概ね65歳以上の援助を必要とする方を対象に次の用具を貸出しています。(介護保険に該当する方は除きます。)

★ 用具 ・ベット

・車いす

・床ずれ防止マット

★ 貸出期間 6ヶ月(延長あり)

★ 利用料 無料

※ 申込・問い合わせ先

保健福祉課福祉係 ☎ 82-8817



## 横芝ふれあい券(敬老祝品)は、もうお使いになりましたか?

敬老祝品として、70歳以上の方に町からお贈りした「横芝ふれあい券」を、まだお使いになっていない方は、早めにご使用ください。この券は、2月15日を過ぎると使用できなくなります。

使用期限：2月15日(日)

